

令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、美濃和紙あかりアート展への観光客の誘致を促進し、地域経済の活性化を図るため、美濃和紙あかりアート展を目的とした旅行商品を造成し、催行する旅行者に対して、予算の範囲内において交付するツアー造成事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、旅行事業者とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定により旅行者登録簿または旅行者代理業者登録簿に登録されているものとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は前条に定める旅行事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 美濃市暴力団排除条例（平成24年美濃市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とした団体
- (3) その他会長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するツアーを造成し、催行する事業とする。

- (1) 美濃市を訪れるツアーであって、バス1台当たり10名以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く。）があること。
- (2) 美濃和紙あかりアート展の点灯時間（午後5時～9時）に美濃和紙あかりアート展を見学すること。
- (3) 旧今井家住宅・美濃史料館、美濃和紙あかりアート館の入館チケットを購入すること。（2館共通券あり）
- (4) 旅行商品を催行するにあたって、募集告知、企画書面等の印刷物またはWebサイトへの掲載を実施する場合は、「協力：（一社）美濃市観光協会」と記載すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は旅行商品を催行するにあたって必要な経費とし、その対象は別表のとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、1行程につき1回及び1事業者につき20万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようする補助対象者（以下「申請者」という。）は令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ツアーの催行日の10日前までに会長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の実施要項及び計画書（旅行商品企画書）

(2) 予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。）

(3) その他会長が必要と認める書類。

(交付の決定等)

第7条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の決定をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、ツアー造成に変更が生じた場合は、あらかじめ令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請を認めるときは、令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金（変更・中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに、令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和

5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条に定める補助金の交付額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、令和5年度美濃和紙あかりアート展ツアー造成事業補助金交付請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象 (バス1台あたりの運行費用)	補助金額	
	ツアー参加人数 (10名以上19名以下)	ツアー参加人数 (20名以上)
1 基本条件のみ	10,000円/台	15,000円/台
2 基本条件+美濃和紙の里会館入館	13,000円/台	18,000円/台
3 基本条件+昼食または夕食	20,000円/台	25,000円/台
4 2+昼食または夕食	23,000円/台	28,000円/台
5 基本条件+宿泊	30,000円/台	35,000円/台
6 2+宿泊	33,000円/台	38,000円/台

備考

- 1 基本条件は、次に掲げるすべての条件を満たすツアーとする。
 - (1) 美濃和紙あかりアート展の点灯時間（午後5時～9時）に美濃和紙あかりアート展を見学すること。
 - (2) 旧今井家住宅・美濃史料館、美濃和紙あかりアート館の入館チケット購入
- 2 昼食、夕食、宿泊については、美濃市内施設を利用すること。